

東浦町こどもと親の相談員設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒及び保護者（以下「児童生徒等」という。）が抱えるさまざまな悩みや不安、ストレス等を緩和し、児童生徒一人ひとりが安心して充実した学校生活が送れる環境づくりを進めるため、東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）にこどもと親の相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(職務)

第2条 相談員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 児童生徒等の相談に関すること。
- (2) 児童生徒等に対する指導、助言等に関すること。
- (3) 児童生徒等に対するカウンセリング等に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- (4) いじめ、不登校等に係る情報収集に関すること。
- (5) 児童虐待について、支援対象児童等の対策に関する事務を所掌する課と連携し家庭訪問及び情報収集に関すること。
- (6) 学校その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認めたこと。

(任命)

第4条 相談員は、教育全般に関して豊かな知識を有し、かつ、学校教育に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 相談員の任期は、任用された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、特別の事由があると認められるときは相談員を解職することができる。

(服務)

第6条 相談員は、その職務を遂行するに当たって、関係法令、条例及び教育委員会の定める規則に従わなければならない。

- 2 相談員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 相談員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の取得に努め、資質の向上を図らなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、こどもと親の相談員の設置に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。